

(2) 令和8年度 空き家等対策の取組計画（案）について

第2期湧別町空き家等対策計画に基づき、令和8年度は下記の取り組みを実施します。

なお、記載のある取り組みのほか、空き家対策に有効な取り組みの検討、事例調査を行い関係団体との協議、調整などを進め、対策を推進していきます。

①空き等の適正管理・発生抑制

取組項目	内 容	実施時期
広報ゆうべつ、町ホームページでの空き家関連情報の発信	・ 広報ゆうべつや町ホームページ、民間の広報媒体などを活用した町の取り組み周知、適正管理などに関する情報発信	・ 広報誌：4月、10月頃 ・ 町ホームページ：通年 ・ 週刊情報「ファミリー」：6月、9月、12月、3月
固定資産税納税通知書とともに適正管理啓発や町の取り組みのチラシを送付	・ 固定資産税納税通知書発布時に空き家の適正管理の促進を図るチラシを同封することにより、町実施の制度等を幅広い周知を実施	・ 6月
住民窓口や地域包括支援センターでの相談窓口紹介、町の取組紹介	・ 総合窓口（住民税務課・福祉課）、出張所、地域包括支援センターでの空き家相談窓口・町の取り組み紹介	・ 通年
水道閉栓情報等及び現地調査による空き家の把握	・ 空き家実態調査の実施	・ 6～8月
固定資産台帳や住民基本台帳の情報による所有者等の調査		
自治会等での空き家関連講座の実施	・ まちづくり出前講座として「みんなで取り組む空き家の対策」の実施	・ 通年
関係各課、関係団体と連携した相談体制の構築	・ 庁内関係課との緻密な連携 ・ 北海道等との連携による空き家相談会の開催等を通じて、町外の所有者に接触し、空き家解消に向けた提案等を行う。	・ 通年 ・ 相談会の開催：11月頃

②空家等の流通・利活用

取組項目	内 容	実施時期
活用が可能な空き家の把握と所有者等への働きかけ	・情報の外部提供に必要な空き家所有者の同意取得 ・協定に基づく空き家の流通促進のための空き家及び所有者情報の提供	・通年 ※同意取得は、他課との連携、実態調査に合わせて実施
協定に基づく宅地建物取引業者への空き家及び所有者等情報の提供		
空き家バンクの積極的な周知、民間事業者と連携した情報の登録と流通の促進	・宅地建物取引事業者との連携や雑誌等の広報媒体を活用し、幅広い周知を行う ・現行制度から見える課題を踏まえた新制度の実施に向けた検討【別紙2参照】	・通年
空き家の流通・利活用を推進するための補助事業の実施	・空き家流通促進事業の実施による相続登記手続き及び残置物処分費用の補助	・通年

③管理不全空家等の解消

取組項目	内 容	実施時期
空き家の除却費用補助事業の実施	・空き家除却支援事業の実施による空き家の除却費用の補助【別紙3参照】	・通年

④随時で実施する取り組み

次の取り組みについては、必要な案件が発生した都度、必要に応じて実施します。

- ・町民、空き家所有者の相談対応
- ・管理不全空き家の所有者等に対しての情報提供と対応の依頼、当該空き家及び周辺の立入調査の実施、特定空家等の判定、代執行の検討・実施
- ・所有者及び法定相続人が不明な管理不全空き家等の所有者等の探索
- ・財産管理人制度を活用した所有者不明・不在空き家の解消

⑤空家等対策協議会の開催

湧別町空家等対策協議会については、6月と3月の2回を目途に開催を予定しています。なお、特定空家等の認定に当たっての判断や代執行の検討など、具体的に計画されていない取り組みや措置を行うときには、予定にかかわらず協議会の会議を開催します。